

# 福祉用具購入の流れ

※指定を受けた特定福祉用具販売事業所で購入した場合のみ、福祉用具購入費が支給されます。

※通信販売等（インターネット販売を含む）で購入した福祉用具については支給対象になりません。

## 対象者

要支援1・2、要介護1～5と認定され、在宅で生活をしている人

※1

ケアマネジャー、高齢者総合相談センターの担当職員等に相談  
(地域包括支援センター)



## サービス計画に同意

福祉用具専門相談員によって作成された福祉用具サービス計画の内容について説明を受け同意をします  
(計画は利用者に交付されます)



## 用具購入

一旦全額をお支払いいただきます (受領委任払の場合は1割又は2割)

※2



## 支給申請 (高齢者総合支援課に提出)

- 申請書 (購入日の欄には領収日を記入)
- 領収書 (本人名義のもの)
- カタログ (パンフレット) のコピー (購入した福祉用具の概要が分かるもの)
- 請求書 (宇部市の様式)
- 受領委任届出書 (受領委任払の場合のみ必要)

※3



## 支給

支給審査後、支給日・支給金額を支給決定通知書でお知らせします

※4

## ※1 対象者

- ・要支援1・2、介護1～5を持っている方  
介護認定申請中でも、住宅改修の申請を受け付けます。支給申請は介護認定が出た後となります。  
但し、認定非該当の場合は実費負担となります。
- ・在宅で生活をされている方  
(退院日が決まっており、その退院に向けて福祉用具を準備された場合、支給申請をされる時点で必ず在宅であること)

## ※2 購入時

- ・原則は償還払い(全額販売業者に支払い)です。
- ・受領委任払いの場合は、申請者自己負担分(1割又は2割)を販売業者にお支払いください。

## ※3 支給申請

- ・申請書 消せるボールペンでの記入は不可。  
(署名部分は本人の自筆で記入をしてください。)
- ・領収書は本人名義で。写しでも可。
- ・請求書、受領委任届(受領委任払いの場合)は日付、金額を記入せず提出してください。

## ※4 支給の時期

- ・支給申請に係る月締め日は、毎月25日閉庁時。但し、25日が休日の場合は翌開庁日。
- ・毎月25日までに申請した場合、翌月18日頃に支給します。  
事前に支給対象者(もしくは、受領委任払いの事業者)へ支給決定通知書を送付します。